

(改定)千代田区第3次基本計画(案) パブリックコメント 意見に対する区の考え方

番号	在勤等の別	該当ページ	意見の内容	区の考え方について
1	区民	35	高齢者対策で計画では、オンブズパーソン制度の実施計画されているが、平成17年から制度の実施をいいながら未だ実施されてない点	「千代田区保健福祉オンブズパーソン」については、平成15年4月に設置し、保健福祉サービス全般について、利用者の権利及び利益を擁護する活動を行っています。今後もより一層、その活動の充実を図り、利用者の保護とサービスの向上に努めていきます。
2	区民	36	低所得者や生活困窮者の生活支援を計画しながら、データ自体が平成17年までのデータしかない点、正確な現状を区民に知らせる努力が感じられない点	「世帯年間収入が300万円以下の世帯の推移」のグラフについては、東京都が5年ごとに実施する調査が出典のため、平成17年度までのデータしかありません。そこで新たに、「生活保護人員保護率の推移」として、平成22年までのデータが載ったグラフを追加掲載します。
3	在勤	52・53	<u>18「地球温暖化対策として二酸化炭素(CO2)削減に取り組めます」について(個別目標31、32にも関連)</u> 主な取り組みの中に、運輸部門のCO2削減の取り組みがない。運輸部門はCO2排出の大きな比重を占めており、行政としては業務・家庭部門より取り組みやすいはずである。具体的には自転車や公共交通の利用促進、物流対策などモーダルシフトへの取り組みとなる。「都市鉄道等利便増進法」や「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の各種制度の適用、地区物流効率化制度など、自治体が利害関係者を調整しながら協議会を組織	ご指摘のとおり、運輸部門のCO2排出量は20%(2005年度)と大きな割合を占めています。通過交通が大部分を占める千代田区では、区単独での解決は難しい状況にありますが、三環状の整備により大幅な削減が見込まれます。また、自転車道の整備、コミュニティサイクル、低温貨物の物流対策、EV自動車の推進や急速充電器等のインフラ整備を進めています。
4	その他	52・53	<u>『新エネルギーとは』への「太陽熱利用(再生可能エネルギー)」及び『地球温暖化対策に関する助成制度の活用』への「太陽熱温水器」、「太陽熱ソーラーシステム」の追加記載のお願い。</u> ◎P52の「新エネルギー」の注釈に記載されている「太陽光や風力エネルギー」に太陽光発電より効率が優れた「太陽熱利用」の追加記載をお願いいたします。 ◎またP53の「地球温暖化対策に関する助成制度の活用」の説明文中に千代田区の助成対象となっている「太陽熱温水器」、「太陽熱ソーラーシステム」のような太陽熱利用機器を追加記載していただき	計画に記載しているものは例示として示したものであり、太陽熱の有効性も十分に認識しています。なお、新エネルギー及び省エネルギー機器の導入助成は、太陽熱温水器・ソーラーシステムも太陽光発電システム等と同様に取り扱っていますので、例示を追記します。
5	その他	53	<u>『低炭素化の推進』への「エネルギーを面的に利用する」及び「コージェネレーションシステム等の高効率機器の導入」の追加記載のお願い</u> ◎P53の「低炭素化の推進」の取り組み内容において「エネルギーを面的に利用する地域冷暖房システム等の導入」のようにエネルギーの面的利用を視野に入れた表記をお願いします。更に電気と熱を同時に効率よく作ることができる「コージェネレーションシステム等の高効率機器の導入」の記載をお願いします。	低炭素化の取り組みである、面的対策、既築対策、地方との連携の一例を示したものであり、「エネルギーを面的に利用する」「コージェネレーションシステム等の高効率機器の導入」も視野に入れた取り組みを進めます。

（改定）千代田区第3次基本計画（案） パブリックコメント 意見に対する区の考え方

番号	在勤等の別	該当ページ	意見の内容	区の考え方について
6	在勤	54・55	<u>19「ヒートアイランド対策を推進します」について</u> 課題解決の方向性の「まちづくりを通じて、風の通り道の確保に向けた取り組みを進めます」に対する施策がない。建物の形状や配置は、風の通り道のみならず、都市の吸熱や放熱にも影響を及ぼすため、施策の1つとして追加すべきである。	地区計画の策定や大規模開発に際し、まちづくり推進部や関係事業者と協議して建物の配置等を検討し、ヒートアイランド対策を進めていきます。
7	在勤	56・57	<u>20「身近な緑を増やし、うるおいのあるまちをめざします」について</u> アダプトシステムは、道路・公園だけでなく、河川の親水化についても必要である。水辺の維持管理は、区民・ボランティアの参画なしには現実的に難しい。	濠や河川の護岸緑化を推進するとともに、市街地再開発にあわせて、誰もが水辺に近づき憩える施設の整備を進めていきますが、ご意見をいただきました、親水化された施設のアダプトシステムについて、併せて検討していきます。
8	在勤	64・65	<u>24「生活環境の改善に取り組みます」について</u> 路上喫煙防止は、環境改善や健康増進が本来の目的である。そのため、「第3次基本構想の視点」は1(4)ではなく、1(9)「環境への負荷の少ないまち」や2(1)「生涯にわたり健康な生活を営むことができるまち」の方を引用すべきではないか。	生活環境条例は、環境美化及び安全安心の視点から路上での喫煙や吸殻のポイ捨てを禁止した条例ですが、この他に、置き看板等の放置や違法な広告物の掲出・配布などについての規定もあり、区内の安全で快適な生活環境を守るために制定されました。このため、「災害・犯罪に強く、だれもが安心して活動できるまち」の分野に掲載しています。 ご指摘のとおり、「路上喫煙防止」等については、受動喫煙の問題など健康被害等の側面も次第に大きくなってきています。区としては、ご指摘の趣旨も踏まえ、当施策に取り組んでいきます。
9	在勤	74・75	<u>29「地域ごとのまちづくりのルールをつくります」について</u> 地区計画制度の活用の推進自体はよいが、特に大規模土地利用転換における地区計画は、開発対象地区の地権者の合意のみで地区計画が策定され、近隣地区の生活環境への悪影響を及ぼす懸念がある。地区計画は文字通り、近隣地区を含む地区全体の合意に基づいて策定する必要がある。	現在、千代田区では、大規模な土地利用転換が検討されているエリアにおいてその周辺を含む区域を対象に、地元の方々を中心にまちづくり協議会等を設置し、地区の将来のあり方等について協議し、共有のもと進めています。周辺地域を含めた地区計画や地域のまちづくりガイドライン策定など地区によって異なりますが、いずれにしても周辺を含めた地域全体での協議のもと進めています。
10	その他	77	<u>『高齢者向け優良賃貸住宅の供給』への「温度も含んだバリアフリー化」を視野に入れた内容の追加記載のお願い</u> ◎P77の「高齢者向け優良賃貸住宅の供給」において入居者にとって、冬季の居室と浴室等の温度差によるヒートショックは身体への負担が大きく、場合によって亡くなれる方もいらっしゃいます。そこで、高齢者向けの住宅では、居住者が安心して暮らせるよう段差だけでなく「温度も含んだバリアフリー化」を視野に入れた内容にさせていただくようにお願いいたします。	室内における温度差への対応も含め、優良な高齢者向け賃貸住宅の供給を促進していきます。

(改定)千代田区第3次基本計画(案) パブリックコメント 意見に対する区の考え方

番号	在勤等の別	該当ページ	意見の内容	区の考え方について
11	在勤	76・77	<u>30「多様な暮らし方に対応する住宅施策に取り組みます」について</u> 居住の安定や定住促進など、現在の住民に関わるソフト施策がほとんどなく、大部分が住宅供給(ハード)の施策ばかりとなっている。特に、市街地再開発で良質な住宅は供給できるのか、疑問がある。	市街地再開発事業では、地域に見合った良質な住宅を供給するだけでなく、区としては、高齢者が安全で安心して生活できるよう高齢者の生活特性に配慮した優良な賃貸住宅の供給や、家賃の一部助成により区内の子育て世帯等が安心して暮らせる環境の確保など、様々な居住支援施策を推進していきます。
12	在勤	78・79	<u>31「交通バリアフリーのまちづくりを推進します」について</u> 鉄道事業者への働きかけ事項はエレベータのみではなく、駅・車両を含む鉄道全体のバリアフリー化である。特に交通バリアフリー基本構想に定められた公共交通特定事業については、区として要請する権利と支援の責務があり、優先的に推進すべきである。	鉄道事業者が取り組むべき事項は、エレベータのみならず駅や鉄道車両のバリアフリーなど鉄道事業全体にわたるものと考えます。区としてもあらゆる機会をとらえ鉄道事業者へ要請していきます。
13	区民	78	駅のバリアフリーの実施について、平成13年の計画では平成21年には、100%の実施計画であったのに、未だ実現されて無い点の表記がない。	平成15年3月策定の「交通バリアフリー基本構想」に基づき区が目指す鉄道駅のバリアフリーの基本的内容は、平成22年までに、ホームごとにエレベータでバリアフリー化されたルートを1ルート以上確保するものです。各鉄道事業者は、目標年次までの達成を目指し、都営地下鉄は全駅で整備済みですが、現在、JRは9駅中4駅、メトロは31駅中14駅が未整備で、全区としては約60%のバリアフリー化達成となっています。このことについては、78ページ、現状と課題(駅のバリアフリー化のグラフ)に簡潔に記述しています。
14	在勤	82・83	<u>33「景観を守り育て、都心千代田の魅力を高めます」について</u> 景観保全の地区計画制度の中に、歴史的建築物の保全による容積率緩和を認める制度や、歴史的建築物上空の容積を近隣地区に動かす「特例容積率適用制度」など、景観保全に逆行する問題のある制度がある。これら、都市再生特別措置法により策定された、都市計画以上の高層建築を容認する制度は、景観保全上重要な地域では適用すべきでない。	都市開発諸制度の中には、総合設計や特定街区、高度利用地区などがあり、地域の実情に応じて活用していくものと考えています。区としては、地域の特性を踏まえて、計画制度や景観まちづくり制度等を活用しながら、適切な景観誘導を図っていきます。
15	在勤	115～119	<u>「計画の推進方策」及び「計画の実現に向けて」について</u> 区民参加や協働の仕組みについて、わずかな記載しかなく、不十分と言わざるを得ない。この基本計画改定案の策定過程に区民参加がないのも問題である。住民参加に関する最近の制度には、“関係者による協議会方式”“住民提案制度”が採り入れられる潮流があり、他市区の先行事例も増えてきている。これらの事例を検証し、多くの区民意見が積み上がるような協議会・ワークショップ・区民提案などの方式を、今後は用いて頂きたい。	ご指摘を踏まえ、他の自治体の事例等を参考に、区民の皆様の意見が区政により一層反映できるような様々な取組方法を検討していきます。本案には、区民の区政参画の仕組みづくりの例示として、「自治に関する基本的な考え方に係る条例の制定」を追記します。
16	区民	118	区民に一番近い「基礎的自治体」であるなら、「住民基本条例」の制定を行うべきである。	区民の区政参画の仕組みづくりとして、「自治に関する基本的な考え方に係る条例の制定」を追記します。

(改定)千代田区第3次基本計画(案) パブリックコメント 意見に対する区の考え方

番号	在勤等の別	該当ページ	意見の内容	区の考え方について
17	区民	全般事項	区民に対する情報公開と区民参画の視点が今回の改訂では抜けている点	今回の改定案の作成に際しては、平成21年度に「千代田区民世論調査」を行うなど、区民の皆様の生活実感等を反映できるよう努めてきました。情報公開や区民参画の手法等については、より一層充実できるよう、今後とも検討していきます。
18	区民	全般事項	平成13年からの改善点、評価、実績についての実績評価が書かれていない点	ご指摘のとおり改定案には、実績評価等は記載されていませんが、区では毎年度事務事業評価等を実施しており、それらの内容等も踏まえ、本案を作成しています。
19	区民	全般事項	今回の基本計画の改定にあたって、区民の参画や区民との意見交換がなく行われている。そのため、今回の千代田区第3次基本計画(案)について、区民に対する説明会等を行うべきである。	上記1の回答と重複しますが、今回の改定案の作成に際しては、平成21年度に「千代田区民世論調査」を行うなど、区民の皆様の生活実感等を反映できるよう努めてきました。また、本案について連合町会長協議会にてお知らせする等の取組みもしてきました。今後とも、区民の皆様の意見が区政により一層反映できるような取組みについて検討していきます。